

高砂市向島公園エリア一体活用事業
(指定管理者募集及び向島公園エリアの魅力向上事業者提案)
募集要項

令和3年8月

目次

I	指定管理者募集	1
1	公募の趣旨	1
(1)	公募の目的	1
(2)	公募の根拠法令等	1
(3)	向島公園エリアの役割と使命	1
(4)	向島公園エリア一体活用の考え方	1
2	公募の概要	2
(1)	公募施設の名称及び所在地	2
(2)	指定及び許可の期間	2
(3)	募集及び選定の方式	2
(4)	収益施設等の設置に係る許可の付与	2
(5)	募集及び指定のスケジュール	3
3	施設及び設備の概要	3
(1)	施設の概要	3
4	指定管理者が行う業務の概要	4
(1)	指定管理業務	4
(2)	業務の一括委託の禁止	5
5	管理の基準	5
(1)	関係法令等の遵守	5
(2)	休場日及び利用時間	6
(3)	利用料金の形態	6
(4)	個人情報の取扱い	6
(5)	情報公開	7
(6)	文書の管理・保存	7
(7)	守秘義務	7
(8)	危機管理体制の確立	7
(9)	適正な職員配置と管理責任者の指定	7
(10)	施設改修事業	7
(11)	物品の管理等	7
(12)	市内雇用への配慮	8
(13)	障がい者雇用の確保	8
(14)	男女共同参画社会への推進協力	8
(15)	環境への配慮	8
(16)	覚書等の締結	8
(17)	指定管理者の名称の表示	8

(18) 帳簿等の調査	9
(19) 事業計画書及び収支予算書の提出	9
(20) 事業実績報告書の提出	9
(21) 暴力団の排除の推進への協力	9
6 事業収支に関する経費	9
(1) 指定管理料	10
(2) 施設運営収入	10
(3) 施設管理経費	10
(4) 利用料金の設定と減免等	11
7 経費の支払	12
(1) 指定管理料について	12
(2) 指定管理料の支払	12
(3) 管理口座・区分整理	12
8 指定管理料の精算	12
9 リスク分担	12
10 保証金納入又は各種保険への加入	13
(1) 履行保証金の納付又は履行保証保険の付保	13
(2) 損害賠償保険	13
11 応募資格・条件	14
(1) 応募資格	14
(2) 応募の条件	14
(3) 共同事業体での応募の構成員の変更	15
(4) 応募に関する留意事項	15
12 応募の手続	16
(1) 募集要項の配布	16
(2) 公募説明会及び施設見学会の開催	16
(3) 応募登録の申込み	16
(4) 募集要項等への質問	17
(5) 申請書類の受付	17
(6) 申請書類	17
13 指定管理者の候補者の選定	18
(1) 資格審査	18
(2) 選定委員会による審査	18
(3) 指定管理者の候補者の選定	22
(4) 審査結果の公表	22
(5) 指定管理者の候補者との協議及び仮協定締結	22
14 協定の締結	22

(1) 指定管理者の指定	22
(2) 協定締結の手順	22
(3) 基本協定の項目	22
15 モニタリング	23
(1) モニタリングシートの提出	23
(2) モニタリングの実施	24
(3) 実績評価の実施	24
(4) 業務の基準を満たしていない場合の措置	24
16 その他	24
(1) 市監査委員の監査の協力	24
(2) 業務の引継ぎ等	24
(3) 指定管理業務の継続が困難になった場合の措置	25
(4) その他	25
17 問合せ先	25
II 向島公園エリアの魅力向上事業者提案	26
1 自主事業の基本的な考え方	26
(1) 市民等の参画促進に関する提案	26
(2) 広報・情報発信・回遊性向上に関する提案	26
2 自主事業の内容	26
(1) 向島公園エリアの魅力向上事業（ソフト事業） ※必須提案	26
(2) 向島公園エリアの魅力向上に係る収益施設等の設置 ※任意提案	26
3 リスク分担	28
4 提案の事業化	29

I 指定管理者募集

1 公募の趣旨

(1) 公募の目的

高砂市（以下「市」という。）が設置する向島公園及び向島多目的球場並びにこれらと隣接する兵庫県（以下「県」という。）が所有する県立高砂海浜公園（以下これらを「向島公園エリア」という。）について、県市連携の下で一体的に活用することにより、施設の効率的・効果的な管理運営とあわせて、民間事業者の自由度を最大化することで、向島公園エリアを含めた高砂エリア（隣接する歴史的景観形成地区（堀川地区）一帯）が、市民等（市民、団体、関係人口等をいう。以下同じ。）から親しまれ、目的地として定期的に訪れたいくなるような魅力を高め、その魅力を発揮することを目指すため、熱意のある指定管理者を広く公募し、創意工夫のある提案を募集します。

あわせて、青年の家（令和4年3月末廃止・同年4月以降解体工事着手予定）跡地部分を含めた向島公園内の一部分を活用し、向島公園エリアや高砂エリアの特性、市民等のニーズ等を踏まえ、収益施設等の便益施設（以下「収益施設等」という。）の設置又は収益事業（サービス向上や利用増進に関する自主事業を含む。以下「自主事業」という。）の実施に関する提案をはじめとした、向島公園エリアの魅力向上事業者提案（以下「事業者提案」という。）も募集します。

(2) 公募の根拠法令等

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、高砂市都市公園条例（昭和47年高砂市条例第5号）第21条第1項及び高砂市向島多目的球場管理条例（昭和62年高砂市条例第35号）第4条第1項の規定に基づき、指定管理者の候補者を公募します。

(3) 向島公園エリアの役割と使命

向島公園エリアが、誰もが居心地良く過ごせ、多様な人々を引き付ける場として、そのポテンシャルを最大限に発揮し、まちの魅力向上に資すること、また、向島公園エリアを含めた高砂エリアの個性や特性を踏まえ、それらを生かした取組により、まちの魅力向上に資することも期待します。

(4) 向島公園エリア一体活用の考え方

① 誰もが居心地良く過ごせる、公園の利便性を高める場の創出

向島公園エリアの利用者が、より一層過ごしやすくなる場を創出してください。子供連れからお年寄りまで、地域住民はもとより、これまで公園に足を向けなかった人など幅広い年齢層の、自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動、青少年活動等多様な活動の場となる取組を創出してください。

② 海辺と屋外空間機能をもつ場の展開

季節に応じて、向島公園エリアの利用者が快適に過ごせる場を創出してください。市民等のやすらぎ、景観、市内唯一の砂浜のある自然環境といった、県立高砂海浜公園と一体となった屋外空間での活動を向上させるような取組を展開してください。

2 公募の概要

(1) 公募施設の名称及び所在地

名称	所在地	所管課
向島公園（青年の家の跡地を含む。）	高砂市高砂町向島 1710 番地	道路公園課
県立高砂海浜公園※		
向島多目的球場	高砂市高砂町向島町 1474 番地の 16	文化スポーツ課

※県立高砂海浜公園については、市が県から管理委託を受け、市が指定する指定管理者に再委託するものとします。

(2) 指定及び許可の期間

① 収益施設等を設置する場合※

令和 4 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（10 年間）

※収益施設等の許可及び事業開始時期は、事業者提案によるものとします。

②収益施設等を設置しない場合

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（5 年間）

(3) 募集及び選定の方式

指定管理者の募集は、公募型プロポーザル方式とし、選定については、事業計画書及び収支予算書の内容や事業実績等申請書類及び事業者提案の審査結果を基に行います。

(4) 収益施設等の設置に係る許可の付与

事業者提案において収益施設等を設置する場合は、市は、選定された指定管理者に対して、収益施設等の設置に係る許可を与えます。

(5) 募集及び指定のスケジュール

No.	内容	日程
1	募集要項の公表	令和3年8月2日（月）
2	公募説明会及び施設見学会の受付期限	令和3年8月5日（木）まで
3	公募説明会及び施設見学会	令和3年8月6日（金）
4	応募登録の受付及び募集要項等に関する質問の受付	令和3年8月6日（金）から同月17日（火）まで
5	募集要項等に関する質問の回答公表	令和3年8月27日（金）（予定）
6	指定申請書類の受付	令和3年10月1日（金）から同月5日（火）まで
7	選定委員会による指定管理者の候補者の選定	令和3年10月上旬から10月中旬（予定）
8	指定管理者の候補者の決定	令和3年10月下旬（予定）
9	選定結果の通知	令和3年10月下旬（予定）
10	細目協議及び仮協定の締結	令和3年10月下旬から11月中旬（予定）
11	指定議案（債務負担行為）の上程及び議決	令和3年12月定例市議会
12	指定管理者の指定及び告示並びに基本協定の締結	令和3年12月下旬（予定）
13	収益施設等の設置に係る許可の付与	令和4年4月1日以降（提案内容による。）
14	管理運営の開始（年度協定の締結）	令和4年4月1日

3 施設及び設備の概要

(1) 施設の概要

① 設置目的

向島公園：

隣接する県立高砂海浜公園とともに、親水思想の下、なぎさの回復と白砂青松が復元された公園であり、都市を緑化し、都市景観の保全及び都市環境の向上を図るとともに、主として市民の屋外における休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動その他レクリエーション利用に供し、健康増進等に資することを目的としています。

向島多目的球場：

市民の健康増進とスポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するとともに、市民が気軽に参加できるスポーツ環境等の場を確保することを目的としています。

② 施設規模

※詳細は、別途配布する仕様書を参照してください。

4 指定管理者が行う業務の概要

指定管理者は、制度の創設趣旨並びに向島公園及び向島多目的球場の設置目的を踏まえ、高砂市都市公園条例第22条及び高砂市向島多目的球場管理条例第5条に定める次の業務並びに向島公園エリアの魅力向上事業を行い、向島公園エリアの一体的なマネジメントを行うものとします。

詳細は、仕様書を参照してください。

なお、向島公園エリアの魅力向上事業の実施に伴い、仕様書の変更が必要となる場合は、市と協議の上、仕様を定めるものとします。

(1) 指定管理業務

① 向島公園及び向島多目的球場の運営に関する業務

ア 向島公園の利用の受付及び行為又は占用の許可（取消しを含む。）に関する代行事務

※行為又は占用の許可（取消しを含む。）は、市が行います。指定管理者は、行為又は占用の許可に係る申請の受付、行為又は占用の許可に係る使用料徴収その他の事務を代行するものとします。

イ 向島多目的球場の利用の受付及び許可（取消しを含む。）に関する業務

※令和4年3月31日以前に現指定管理者が利用の許可をしたものについては、現指定管理者から引き継ぐこととします。

ウ 向島公園及び向島多目的球場の利用案内に関する業務

エ 向島公園及び向島多目的球場の利用に伴う附属設備等の貸出しに関する業務

オ 向島多目的球場の利用料金の収受に関する業務

※令和3年度までの現指定管理者が収受した令和4年4月1日以降の利用料金は、この公募による次期指定管理者に引き継ぐこととします。次期指定管理者が、指定期間終了日以降の利用に係る利用料金を事前に収受した場合は、当該利用料金に相当する金額を後任の指定管理者へ引き継ぐこととします。

なお、令和4年4月1日以降の利用で、現指定管理者が許可を行っている利用分については、令和4年3月31日までの金額と次期指定管理者が定める令和4年4月1日以降の金額のいずれか低い方の料金を収受するものとします。

カ 向島多目的球場の利用増進に関する業務（市指定事業及び市指定支援事業の実施）

向島多目的球場で実施する市の主催事業である各種大会（市指定事業）は、各種関係者と協議の上、指定管理者の負担において実施してください。各種市民大会等（市指定支援事業）については、施設利用料を負担してください。

※市指定事業及び市指定支援事業については、仕様書の資料を参照し、必要経費については指定管理料の施設管理経費に含めてください。

キ その他管理運営上市長が必要と認める業務

② 向島公園及び向島多目的球場の施設又は設備の維持管理業務

ア 向島公園の維持管理に関する業務

※青年の家の跡地部分も含むものとします。令和４年４月（予定）からの解体工事期間終了後、収益施設等を設置する場合は、許可開始日までとします。

イ 向島多目的球場の維持管理に関する業務

ウ その他向島公園及び向島多目的球場の維持管理上市長が必要と認める業務

※県立高砂海浜公園の維持管理業務については、指定管理者と毎年度、別途委託契約を締結しますので、指定管理料に含めないでください。

③ その他の管理運営業務

ア 市や地域との連携事業に関する業務

イ ホームページの開設・更新や情報機関誌の発行等の広報業務

ウ 利用状況、入場者数等の調査統計に関する業務

エ 目標管理に関する業務（各業務の数値目標設定及び業務改善取組等）

オ 利用者への満足度調査（アンケート、聞き取り及び電子メール等）に関する業務

カ 管理月報、モニタリングシート等の作成及び提出に関する業務

キ 事業計画書の策定及び事業報告書等の作成に関する業務

ク 事業評価（自己評価）に関する業務

ケ 各関係機関との連絡調整に関する業務

コ 指定期間終了時の後任の指定管理者への交代に伴う引継業務

サ 予約システムに対応する業務

シ その他必要な業務

（参考）自主事業（事業者提案）※Ⅱ 向島公園エリアの魅力向上事業者提案参照

① 向島公園エリアの魅力向上事業（ソフト提案）※必須提案

② 向島公園エリアの魅力向上に係る収益施設等の設置 ※任意提案

（２）業務の一括委託の禁止

指定管理者は、指定管理業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、再委託は可能ですが、あらかじめ市へ承認申請書を提出し、許可を得る必要があります。

５ 管理の基準

（１）関係法令等の遵守

指定管理業務を遂行する上で、関連する次の法令、条例等を遵守し、管理運営するものとします。

- ① 地方自治法、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）
- ② 高砂市都市公園条例及び高砂市都市公園条例施行規則（昭和 47 年高砂市規則第 6 号）
- ③ 高砂市向島多目的球場管理条例及び高砂市向島多目的球場条例施行規則（昭和 63 年高砂市規則第 7 号）
- ④ 市が定める内規、要綱、要領等
- ⑤ その他の関係法令

(2) 休場日及び利用時間

向島公園

- ① 休場日
なし
- ② 開場時間
24 時間

向島多目的球場

- ① 休場日
毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に当たるときは翌日）、年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）その他球場の保守点検等で市の承認を得て指定管理者が定める日
- ② 利用時間
8 時 30 分から 21 時まで
※指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休場日に臨時に開場し、又は休場日及び利用時間を臨時に変更することができます。指定管理者は、休場日及び利用時間についても、新たな視点から柔軟に検討し、提案していただくことが可能です。

(3) 利用料金の形態

向島多目的球場においては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を採用し、利用者が支払う利用料金は、指定管理者の収入とします。

(4) 個人情報の取扱い

指定管理者が指定管理業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じていただきます。

個人情報の漏えい等の行為には、高砂市個人情報保護条例（平成 12 年高砂市条例第 34 号）に基づく罰則が適用される場合があります。

(5) 情報公開

指定管理者が指定管理業務を行うに当たり、作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、別途情報公開規程等を定めるなど適正な情報公開に努めていただきます。

(6) 文書の管理・保存

指定管理者が指定管理業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、高砂市文書取扱規程（昭和 52 年高砂市訓令第 12 号）に基づいて、別途文書の管理に関する規程等を定め、適正に管理・保存することとします。また、指定期間終了時に、市の指示に従って引き渡していただきます。

(7) 守秘義務

指定管理者は、指定管理業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らすことや、自己の利益のために使用することはできません。指定期間終了後も同様とします。

(8) 危機管理体制の確立

利用者等の安全を確保するために適切な防災・安全対策を講じてください。また、地震等の災害や事件等の危機事象の発生時において、所管課と連絡調整を行い、市をはじめ警察、消防等との連携を取りながら適切に対応できるよう、緊急連絡網を作成し、万全の危機管理体制を確立するとともに、危機管理マニュアルの作成を行ってください。

(9) 適正な職員配置と管理責任者の指定

指定管理者は、各業務を安定的かつ適切に実施する上で、施設経営や施設・設備に精通した職員を効率的かつ適正に配置してください。また、指定管理業務について総括的な責任を持ち、利用者や外部に対して向島公園及び向島多目的球場を代表する総括管理責任者（施設長に相当する職）を指定してください。

(10) 施設改修事業

指定管理者は、円滑かつ適正な指定管理業務を実施する上で、必要な改修工事を自らの費用で実施することができます。ただし、事前に市が認めた内容に限ります。

(11) 物品の管理等

指定管理者は、市の所有に属する物品については、注意を払って管理に努めてください。

また、高砂市財務規則（平成 7 年高砂市規則第 2 号）に定められた物品管理簿を備え、その保管に係る物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について随時市に報告するものとします。

詳しくは、仕様書を参照してください。

(12) 市内雇用への配慮

市の労働施策推進の視点から、指定管理者は、新たに発生する雇用については、率先して市内在住の者を採用するよう努めてください。

(13) 障がい者雇用の確保

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）における事業者の義務を遵守することはもとより、指定管理業務の実施に際して、業務遂行が可能と判断される個別業務について、率先して障がい者の雇用を促進するよう努めてください。

(14) 男女共同参画社会への推進協力

市の男女共同参画の推進に基づき、指定管理者は、性別にとらわれない雇用又は登用をはじめ、仕事と家庭の両立支援等の積極的な取組等、男女が働きやすい職場環境の整備に努めてください。

(15) 環境への配慮

指定管理者は、次のような環境に配慮した指定管理業務の実施に努めていただきます。

- ① 環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、また、廃棄に当たっては資源の有効活用や適正処理を図ること。
- ② 電気、ガス、ガソリン等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、取組を推進すること。
- ③ 化学物質、感染性廃棄物等のリスク管理を行い、環境や人に影響を及ぼす事故を防止すること。
- ④ 施設の利用者等に対して環境の保全及び創造に関する情報提供に努めるとともに、業務に関わる者に対する教育及び学習の推進に努めること。

(16) 覚書等の締結

管理運営の仕様、基準等の細目に関して、市と指定管理者の両者協議の結果、別途締結する必要があると考えられる場合は、覚書等で定めるものとします。

(17) 指定管理者の名称の表示

指定管理業務及び向島公園エリアの魅力向上事業を行う際は、指定管理者により管理運営されている施設であることを利用者等に明らかにするため、市が施設内や案内パンフレット等に指定管理者名等を表示するものとします。

(表示例)

令和4年4月1日より、向島公園及び向島多目的球場の管理運営並びに県立高砂海浜公園の維持管理については、指定管理者である〇〇株式会社が行っています。

連絡先 指定管理者 〇〇株式会社

施設所管課（向島公園・県立高砂海浜公園）高砂市都市創造部土木建設室道路公園課
（向島多目的球場）高砂市健康こども部健康文化室文化スポーツ課

(18) 帳簿等の調査

市は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者の管理する施設の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して指定管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行います。

(19) 事業計画書及び収支予算書の提出

毎年度、市が指定する時期までに、次年度の事業計画書及び収支予算書について、市と協議した上で作成し、提出していただきます。

(20) 事業実績報告書の提出

毎年度終了後に、指定管理業務全般に係る事業報告書及び収支報告書を作成し、翌年度の5月末まで（年度終了後60日以内）に提出していただきます。

(21) 暴力団の排除の推進への協力

高砂市都市公園条例第7条の2及び高砂市向島多目的球場管理条例第17条の2の規定により、許可を受けようとする者から、その者が高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者である旨等を記載した誓約書を受領していただきます。ただし、市長が承認する団体については、誓約書は不要です。

6 事業収支に関する経費

収入の種類	概要
指定管理料	管理運営に係る費用に対して、市が指定管理者に支払う対価による収入
利用料金収入	向島多目的球場の利用料金による収入
自主事業収入	指定管理者が実施する有料自主事業（興行事業型（鑑賞型））による収入

(1) 指定管理料

施設の指定管理業務に要する費用（施設管理経費）【B】から、施設の運営に伴う収入（施設運営収入：利用料金収入及び自主事業収入）【C】を減じた金額を指定管理料【A】として支払います。

<算定式>	指定管理料【A】＝施設管理経費【B】－施設運営収入【C】
-------	------------------------------

※申請書類の収支予算書にて提案いただいた指定管理料の金額が、指定管理料【A】となります。

指定期間の各年度について御提案ください。

また、向島公園及び向島多目的球場の各施設及び合計について御提出ください。

なお、応募時の申請において、指定管理料の金額については、各応募者の提案に委ねます。
指定管理料の上限額及び下限額は定めません。

（注）指定管理料の提案に当たり、消費税率を見込んだ運用コストで提案してください。また、利用料金収入は、申請者が見込む利用料金収入としてください。利用料金は、原則として高砂市向島多目的球場管理条例で定める額を上限とします。

（参考） 現指定管理料（令和元年から令和３年まで）

向島公園 17,538,000 円

向島多目的球場 58,100,000 円

(2) 施設運営収入

① 利用料金収入

向島多目的球場の利用に伴う料金収入

※向島公園における利用料金収入はありません。

※収支予算書における利用料金収入の見積りに当たっては、仕様書の資料等を考慮して見込額を算出してください。

② その他収入（自主事業収入）

自主事業のうち、興行事業型（鑑賞型）の実施による収益のみ対象とします。スポーツ教室等参加型事業及び利用利便性向上に係る事業の収益は、その他収入の対象としません。

(3) 施設管理経費

① 対象経費

指定管理者が行う指定管理業務に伴う対象経費は、次のとおりです。

人件費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、修繕料、印刷製本費、燃料費、光熱水費、賃借料、保険料、租税公課費、負担金、委託料、雑費、市指定事業実施及び支援費、その他経費

なお、上記対象経費には、後任の指定管理者への交代に伴う引継ぎや指定管理業務に必要な研修等の実施に伴う費用を含むものとします。

※修繕料について

ア 原則として金額が1件50万円以下（消費税及び地方消費税を含む。）の修繕は、市に事前に連絡の上、指定管理者において実施してください。

イ 年間の修繕に係る合計金額は、指定管理料の中で予算額を向島公園70万円、向島多目的球場200万円と定めます。年度終了後に実績を報告していただき、執行残額が発生する場合は、市は執行残額に相当する金額を、指定管理料から控除して支払います。

② 対象外経費

次の経費については、施設管理経費に含まれません。

ア 修繕・改修費

（ア）指定管理業務で発生する金額（消費税及び地方消費税を含む。）が1件50万円を超えるものの修繕等に係る費用

※1件50万円を超えるものの修繕等に係る費用は、市が負担します。ただし、年間の指定管理料に含む修繕費の範囲内の場合は、1件50万円を超えるものでも可能です。

（イ）向島公園及び向島多目的球場の大規模改修、増改築等に係る費用

※管理運営業務以外の施設改修事業として実施する改修等に係る費用についても、同じく、修繕・改修費に含まれません。

イ 旅費交通費

指定管理業務に係る研修等への参加や、向島公園及び向島多目的球場の各種法的申請及び届出に係る旅費交通費以外

ウ 自主事業実施に係る費用

エ 収益施設等の設置及び運営に係る費用

(4) 利用料金の設定と減免等

指定管理者は、向島多目的球場における利用者（指定管理者を含む。）が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。利用料金は、高砂市向島多目的球場管理条例別表で定める額の範囲内で、指定管理者が市の承認を得て定めます。また、指定管理者は、高砂市向島多目的球場管理条例第22条及び第23条に規定する利用料金の減免及び還付を行うこととしますが、減免による利用料金収入の減収について、市は補填等の措置を行いません。また、減免基準を見直す場合は、別途、市と指定管理者が協議し、内容は年度協定に反映させるものとします。

※減免に関する資料については、説明会当日配布します。

7 経費の支払

(1) 指定管理料について

向島公園及び向島多目的球場の指定管理料は、市において指定期間の上限額を決定します。各年度の指定管理料は、施設管理経費から施設運営収入を減じた額とします。指定管理料は、指定管理者から提案のあった収支予算書の金額を踏まえ、毎年度の業務を開始するまでに、市と指定管理者で協議し決定するものとします。指定管理料は、債務負担行為限度額の範囲内において、毎年度の年度協定に定めます。

※高砂市向島多目的球場管理条例の改正により利用料金上限額が改定された場合その他提案時に想定できない事情がある場合の指定管理料については、別途協議するものとします。

(2) 指定管理料の支払

指定管理料は、原則、四半期ごとに指定管理委託料として、各年度の指定管理料を4分割した金額を支払うこととしますが、支払時期や支払方法の詳細については、年度協定に定めるものとします。

(3) 管理口座・区分整理

指定管理業務に係る経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。

また、指定管理業務に係る経理と自主事業に係る経理とを区分して整理してください。

8 指定管理料の精算

指定管理業務を市が示した水準どおりに確実に実施する中で、利用料金収入等の収入の増加、経費の節減等指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算を求めません。

また、利用料金収入等の減少等指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補填は行いません。

ただし、修繕費については、年度協定の積算時の収支予算書の修繕費の額に達しない場合は、協議の上、執行残額に相当する金額を指定管理料から控除して支払います。

9 リスク分担

市と指定管理者のリスク分担については、仕様書のリスク分担表を参照してください。

ただし、リスク分担表に定める事項で疑義がある場合又は定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定します。

10 保証金納入又は各種保険への加入

(1) 履行保証金の納付又は履行保証保険の付保

指定管理者は、指定管理業務に係る協定の履行を確保するために、指定管理期間にわたって支払われる指定管理料の総額の 12 分の 4 に相当する額を、履行保証金として、指定管理業務開始前に前納してください。ただし、履行保証保険等の保険に加入する場合は、履行保証金の納付は不要です。

履行保証金を納入した場合は、指定期間の満了をもって指定管理者に返還します。

(2) 損害賠償保険

指定管理者の故意又は過失により市又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償費用は指定管理者の負担となりますので、損害賠償保険等必要な補償規模の保険に加入してください。

ただし、施設そのものの欠陥や地震等の天災により、事故、火災等が発生した場合は、当該事故、火災等の処理に要する費用については、市の負担とします。

全国市有物件災害共済会建物総合損害保険については、市で加入します。

※市は、市に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害を填補する全国市長会市民総合賠償保険に加入しています。この保険において、平成 23 年 4 月から全ての指定管理者を被保険者とみなす扱いとなりました。ただし、指定管理者の独自の事業（条例に定める業務以外の事業で、市から実施を求めているもの）については、この保険の対象外となります。

11 応募資格・条件

(1) 応募資格

次の①から③までを満たすものとします。

- ① 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- ② 事前登録申込書により、指定管理者指定申請書の提出までに応募の意思表示をしたものであること。
- ③ 法人等若しくはその役員又は共同でグループを構成する団体（以下「共同事業体」という。）若しくはその役員の全てが、次の事項のいずれかに該当しないこと。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 市において職員であった者が懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取消しから2年を経過しない者
 - エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に抵触している者
 - オ 地方自治法第92条の2及び第142条の規定に抵触している者。ただし、公益法人、市の出資団体及び公共的団体を除く。
 - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続又は再生手続をしている者
 - キ 国税又は地方税について滞納している者
 - ク 高砂市指名停止基準（平成6年高砂市訓令第13号）の規定に抵触している者
 - ケ 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者

(2) 応募の条件

- ① 共同事業体で応募する場合は、代表する法人等（以下「代表構成団体」という。）を定めてください。
- ② 単独で応募した法人等は、他に応募する共同事業体の構成員（以下「構成団体」という。）になることはできません。
- ③ 応募する複数の共同事業体において、同時に構成団体になることはできません。
- ④ 構成団体の変更は認めません。ただし、市が特に理由があると認める場合は、この限りではありません。
- ⑤ 向島公園と隣接する県立高砂海浜公園について、市と委託契約を結び、維持管理を行うこと。

(3) 共同事業体での応募の構成員の変更

共同事業体での応募の場合は、代表構成団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。

ただし、構成団体については、業務遂行上支障がないと市が判断した場合は、変更を認めることがあります。その場合には、必要に応じて応募書類の再提出を求めます。

(4) 応募に関する留意事項

① 接触の禁止

選定委員、選定業務に従事する市職員及び関係者に対し、応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格になることがあります。

② 応募内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

③ 虚偽の記載があった場合の取扱い

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

④ 申請書類の取扱い

申請書類は、理由のいかんを問わず、返却いたしません。

⑤ 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

⑥ 費用の負担

応募及び審査に関して必要となる応募者に係る費用については、全て応募者の負担とします。

⑦ 提出書類の著作権

市が提示する設計図書等の著作権は市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。ただし、指定管理業務に関して公表する場合は、市は、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

※市議会に指定管理者の候補者として提案する団体については、協議の上、提出いただいた書類のうち、指定管理業務に関する事業計画書等について公表するものとします。また、高砂市情報公開条例（平成 12 年高砂市条例第 33 号）に基づく公開請求があった場合は、個人情報及び当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き公開されます。

⑧ 追加資料の提出依頼

市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。

12 応募の手続

(1) 募集要項の配布

① 配布期間

令和 3 年 8 月 2 日（月）から同月 17 日（火）まで

② 配布時間

9 時から 16 時まで（12 時から 13 時までを除く。）

③ 配布場所

市ホームページ上からダウンロードしてください。

※募集要項は、市ホームページからダウンロードできます。

アドレス：

<http://www.city.takasago.lg.jp/index.cfm/19,84918,182,html?20210729171619992>

(2) 公募説明会及び施設見学会の開催

公募説明会及び施設見学会に参加を希望する応募者は、事前に公募説明会参加申込書に必要事項を記入の上、令和 3 年 8 月 5 日（木）16 時までに電子メールでお申込みください。

① 開催日

令和 3 年 8 月 6 日（金）

② 時間

10 時から 12 時まで

③ 会場

高砂市青年の家 1 階体育室兼集会室

④ 参加者

1 応募者につき 2 人までとします。

(3) 応募登録の申込み

応募しようとする者は、事前登録申込書に必要事項を記入し、次に定めるところにより郵送又は持参をしてください。応募に関する質問の受付及び回答並びに申請書類の受付は、応募登録の申込みをした者に限らせていただきます。

共同事業体で応募を予定している団体であっても、構成団体が未確定の場合は、代表者になる予定の団体が事前登録申込書を提出してください。後日、構成団体が決まった際に、事前登録申込書を差し替え、提出してください。

なお、この場合の提出は、「(5)申請書類の受付」で示す申請書類と同時提出でも構いません。

① 受付期間

令和 3 年 8 月 6 日（金）から同月 17 日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）

- ・持参の場合は、9時から16時まで（12時から13時までを除く。）
- ・郵送の場合は、令和3年8月17日（火）消印有効

② 受付場所

高砂市政策部公共施設マネジメント室

(4) 募集要項等への質問

質問は、質問書を、電子メールでファイル添付（ワード形式）により提出してください。これ以外の方法（電話等）によるものは、受け付けません。

また、電子メールで送信後、受信開封確認又は電話での受取り確認を行ってください。

① 受付期間

令和3年8月6日（金）から同月17日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）

② 回答日

令和3年8月27日（金）予定

募集要項及び仕様書に直接関係する質問に対してのみ回答を行います。質問への回答は、ホームページにて公表します。

(5) 申請書類の受付

申請書類は、次に定めるところにより直接持参して提出してください。郵送による提出は、受け付けません。

なお、必要書類が不足している場合は受け付けませんので、御注意ください。

- ① 応募期間 令和3年10月1日（金）から同月5日（火）まで
- ② 受付時間 9時から16時まで（12時から13時までを除く。）
- ③ 受付場所 高砂市政策部公共施設マネジメント室

(6) 申請書類

申請書類は、次のとおりです。

- ① 指定管理者の指定申請書（市の規則による指定様式）
- ② 団体の概要 1（単独団体、代表構成団体用）
- ③ 団体の概要 2（共同事業体の構成団体用）
- ④ 共同事業体協定書兼委任状（SPC設立、共同事業体の場合）
- ⑤ 事業計画書
- ⑥ 収支予算書
- ⑦ 誓約書
- ⑧ 指名競争入札の参加資格調査承諾書
- ⑨ 書類が存在しない旨の申立書
- ⑩ 市税完納証明書※
 ※市税完納証明交付申請書にて申請。課税なしの場合は、市税完納証明交付申請書を提出
- ⑪ 暴力団の排除の推進に係る誓約書及び役員等一覧表
- ⑫ 団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ⑬ 団体が法人の場合は当該法人の登記事項証明書（3箇月以内に取得したもの）、団体が法人以外の場合は代表者の身分証明書（本籍地の長が発行するもの）
- ⑭ 印鑑証明書（3箇月以内に取得したもの）
- ⑮ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近の3年分）
- ⑯ 申請団体の直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- ⑰ 法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かるもの
- ⑱ その他市が必要と認める書類

※提出部数は、正本1部、副本10部、CD1部とします。

なお、上記とは別に、暴力団の排除の推進に係る誓約書及び役員等一覧表についても、電子媒体（CD等）で提出してください。また、副本10部のうち6部については選定委員会の資料としますので、法人等の団体の名称が分からないよう表示を消した上で提出してください。

13 指定管理者の候補者の選定

(1) 資格審査

指定申請書の提出後、応募者が参加資格要件を満たしているか事務局が審査を行います。

(2) 選定委員会による審査

選定に当たっては、選定委員会を設置し、審査を行います。

なお、選定委員会の会議は、非公開とします。選定委員会が必要があると認めるときは、応募者の全部又は一部の応募者に、提案内容について説明等を求める場合があります。その際には、別途各団体に通知します。

- ① 開催日時 令和3年10月上旬から10月下旬まで（予定）
- ② 開催場所 高砂市役所（予定）
- ③ 選定の基準

総務省通知の項目内容を踏まえ、次に例示する項目等により審査を行います。

- ア 申請団体の経営状況（会社の資力等）
- イ 申請団体の事業実績（過去の事業実績等）
- ウ 安全管理についての基本方針（事故対策、防犯対策、衛生等）
- エ 指定管理業務に対する熱意や意欲
- オ 申請団体の職員の育成
- カ 施設管理の計画及び内容（受付、清掃、警備等）
- キ 施設管理に必要な人員の配置計画
- ク 施設利用及び事業計画に関する理念及び基本方針
- ケ 施設管理及び事業運営の経費の収支
- コ その他

※ 自主事業（事業者提案）については、提案内容に応じて加点対象とする（詳細はⅡ参照）

④ 審査項目と配点

審査については、ア指定管理業務への提案に係る評価点及びイ自主事業（事業者提案）に係る評価点の審査項目ごとの合計（以下「総合評価点」という。）により行います。

審査において各応募者の提案に付与される総合評価点により、最高者を第1順位候補者、次点者を第2順位候補者とします。

- ・ 指定管理業務への提案に係る評価点の合計点のうち、6割を基準点とし、基準点以上であれば適合、基準点未満であれば不適合とします。
- ・ 総合評価点が高点となった場合は、指定管理業務への提案に係る評価点が高い方の応募者を第1順位候補者（優先候補者）として選定します。
- ・ 応募者が1者であっても、不適合の場合は、第1順位候補者を選定せず、再度公募を行う場合があります。同様に、第2順位候補者についても、最低基準を満たしていないと判断した場合は、選定されません。

ア 指定管理業務への提案に係る評価点

基準項目	審査項目	配点
1 住民の平等利用の確保について	管理運営理念・方針について	5
	利用者の平等利用の確保に対する考え方について	5
	利用案内、広報活動及び利用者満足度向上への取組について	5
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減になるかについて	施設の特徴と生かし方について	5
	施設の適切な維持管理について	10
	管理経費の縮減と効率的な運営について (収支予算書への反映をあわせて審査)	10
	サービス向上と利用増進に対する取組について	10
	利用料金設定とその考え方について	5
3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力について	団体の経営状況（管理実績、安定性、信頼性等）について	10
	業務を安定して行うために必要な人員配置と勤務体制について	10
	安定した管理を維持するための職員の質の向上への取組（研修及び指導監督）と組織体制について	5
4 個人情報の保護及び情報公開に対する措置について	個人情報の適正な管理及び情報公開に対する措置について	5
5 市民の要望及び苦情並びに安全管理について	要望・苦情処理、環境配慮及び地域への貢献に対する取組について	5
	防犯、防災その他事故防止対策と緊急時対応について	5
6 事業計画書の内容に対しての提案額について	事業計画書の内容に対しての適正な提案額について	5
指定管理業務の提案に係る評価点合計		100

イ 自主事業（事業者提案）に係る評価点

基準項目	審査項目	配点
1 市民等の参画促進について	市民等あらゆる関係者が参画しやすい仕組みの提案	10
	組織体制及び組織運営のマネジメントへの提案	10
2 広報・情報発信・回遊性向上について	向島公園エリアの認知度向上や高砂エリアとの連携等のプロモーションに関する考え方	10
3 向島公園エリアのポテンシャルを最大限に発揮するための提案	向島公園エリアの魅力を生かした独創性豊かな事業の提案	10
4 利用者サービスの向上及び利用者数の拡大を図る事業等の提案	利用者の新たなニーズを掘り起こす提案	10
	低稼働時間帯における積極的な利活用の提案	10
5 市民が健康で安らぎを実感でき、元気に暮らせるための提案	ポストコロナ時代に対応できる提案	10
6 収益施設等の設置による公園の質の向上を図る提案	・バリアフリー、ユニバーサルデザイン等への配慮 ・天候や季節に左右されずに快適に過ごせる工夫 ・特性やニーズを踏まえた人々を引き付けるサービス内容 ・営業日、時間及び価格帯の設定、収益の一部の活用への提案	30
自主事業（事業者提案）に係る評価点		100

(3) 指定管理者の候補者の選定

市は、選定委員会の審査結果を受け、第1順位候補者及び第2順位候補者を選定します。選定に係る結果は、各応募者宛てに速やかに通知します。

(4) 審査結果の公表

審査結果は、各団体宛てに令和3年11月上旬（予定）に通知します。また、審査結果は、市ホームページに公開します。

（公開する内容）

- ・ 応募者名（応募者が2者以上の場合は、公表しない場合があります。）
- ・ 第1順位候補者（優先候補者）となった団体の主な事業内容及び選定理由
- ・ 応募者ごとの合計評価点（第1順位候補者及び第2順位候補者以外は、応募者名を特定しない形で公表）

※第1順位候補者及び第2順位候補者以外の応募者については、申出があった場合に当該応募者の合計評価点のみを公開します。

(5) 指定管理者の候補者との協議及び仮協定締結

第1順位候補者と協定項目等の細目について協議し、協議成立後、指定管理者の候補者として仮協定を締結します。ただし、第1順位候補者との協議の過程において交渉が成立しない場合や第1順位候補者が辞退した場合は、第2順位候補者と協議を行います。

また、細目についての協議とあわせて、事業者提案における収益施設等の設置や自主事業の内容についても協議し、今後のスケジュール等の調整を行います（11月中旬までを予定）。

14 協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者を選定後、市議会に対し指定管理者の指定に関する議案を上程します。市議会議決後に指定管理者を指定します（12月下旬予定）。

(2) 協定締結の手順

議会の議決を経て指定管理者として指定した後、この指定の日を正式な協定の締結日として、基本協定を締結する予定です（12月下旬予定）。

(3) 基本協定の項目

先に実施する細目についての協議の内容を前提に、更に業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき基本協定を締結します。基本協定は、次の項目について定めます。

- ア 管理する施設の概要について
- イ 指定期間について
- ウ 管理業務について
- エ 責任者の配置について
- オ 再委託及び権利譲渡の禁止について
- カ 管理する施設の維持補修について
- キ 事故報告について
- ク 個人情報保護及び情報公開について
- ケ 管理する施設の改修及び備品等の購入について
- コ 事業計画及び管理経費について
- サ 事業報告書の作成及び提出並びに定例報告について
- シ 事業の報告等について
- ス 維持管理及び現地検査について
- セ 指導及び助言並びに事業協力について
- ソ 調査報告及び連絡会議について
- タ 指定管理料の支払について
- チ 利用料金について
- ツ 損害賠償の義務について
- テ リスク分担について
- ト 履行保証金について
- ナ 指定の取消しについて
- ニ 留意事項及び協議事項について
- ヌ その他必要な事項

※基本協定の解釈に疑義が生じた場合又は基本協定に定めのない事項が生じた場合には、市と指定管理者は、信義誠実の原則に基づき、双方誠意をもって協議するものとします。

15 モニタリング

(1) モニタリングシートの提出

指定管理者は、毎月の月次報告書（月報）、事業報告書及び収支決算書の提出以外に、モニタリングシート（四半期ごとに提出※第4四半期については、年度総括を兼ねます。）を作成し、市に提出するものとします。各四半期及び各年度事業終了後に提出してください。

なお、モニタリングシートの種類や書式、記載項目等については、市と指定管理者が協議して定めます。

(2) モニタリングの実施

指定管理者は、年間を通して、定期的（原則四半期ごと）に、利用者から要望等の意見や満足度等を聴取するモニタリング（利用者アンケート、苦情・意見への対応等）を行っていただきます。

なお、利用者アンケートの集計結果は、各年度の事業報告書及びモニタリングシートとあわせて提出してください。

また、市は、指定管理業務の遂行状況や実績を確認するため、必要と認めたときは、市によるモニタリング（実地調査、聞き取り調査等）を行います。

なお、実施時期や項目については、市と指定管理者が協議の上、決定します。

(3) 実績評価の実施

市は、指定期間中、指定管理者が事業計画書に基づき実施する指定管理業務の水準を確認するため実績評価を実施します。実績評価については、指定管理者から提出される事業報告書及び収支決算書又はモニタリング結果（モニタリングシート）等を基に、外部委員及び市職員で構成する高砂市指定管理運用委員会が行います。

なお、評価項目については、基本的に応募申請時の選定の基準に係る審査項目について評価するものとします。

また、評価結果については、原則、公表するものとします。

(4) 業務の基準を満たしていない場合の措置

実績評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合は、市は、指定管理者が必要な改善措置を講ずるよう通知や改善勧告を行います。改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

16 その他

(1) 市監査委員の監査の協力

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、市の監査委員が事務を監査するため必要があると認める場合は、指定管理業務に係る出納関連業務について、指定管理者に対し出頭を求め、実地に調査し、又は帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

(2) 業務の引継ぎ等

指定期間の始期から円滑に指定管理業務が実施できるよう、職員の募集・研修、また、現指定管理者との間での業務の引継ぎを自らの費用で行っていただきます。

指定期間満了後又は指定の取消し等により後任の指定管理者等に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。

(3) 指定管理業務の継続が困難になった場合の措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難となった場合の措置

指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難となった場合は、市は、指定の取消しができます。この場合において、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

なお、後任の指定管理者が円滑かつ支障なく向島公園及び向島多目的球場の指定管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

② その他の事由により指定管理業務の継続が困難になった場合

災害等市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、指定管理業務の継続が困難になった場合は、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合は、それぞれ事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。

なお、後任の指定管理者が円滑かつ支障なく向島公園及び向島多目的球場の指定管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(4) その他

施設の利用等に関し、上記以外に市が特に必要と認めたものについては、特段の配慮をもって対応いただけるようお願いします。

17 問合せ先

部署名	電子メール	電話番号
政策部公共施設マネジメント室 (総括及び募集要項等の質問等の受付)	tact4030@city.takasago.lg.jp	079(443)9064
都市創造部土木建設室道路公園課 (向島公園及び県立高砂海浜公園)	tact3820@city.takasago.lg.jp	079(443)9034
健康こども部健康文化室 文化スポーツ課(向島多目的球場)	tact7420@city.takasago.lg.jp	079(443)9136
住所 〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号		

II 向島公園エリアの魅力向上事業者提案

1 自主事業の基本的な考え方

(1) 市民等の参画促進に関する提案

向島公園エリアが持続的に魅力を発揮し、市民等の自律的な活動のきっかけとなる場所となるように、市民等に市を加えた、あらゆる関係者が連携する仕組みを構築することが重要であると考えています。指定管理者が中心となって、効果的に連携を促進するための組織体制及び組織運営のマネジメントについて提案を求めます。

(2) 広報・情報発信・回遊性向上に関する提案

向島公園エリアの認知度向上や新規利用者の獲得、リピーターの確保を図るため、あわせて、高砂エリアと連携し、各種媒体を活用した広報・情報発信をはじめとした効果的なプロモーション等の取組を推進する提案を求めます。

2 自主事業の内容

(1) 向島公園エリアの魅力向上事業（ソフト事業） ※必須提案

向島公園エリアの魅力を生かした独創性豊かな催しやイベントを企画開催し、利用者の新たなニーズを掘り起こすような魅力のある自主事業及び市民等が参画しやすい仕組みの提案を求めます。

また、平日昼間といった利用の少ない時間帯における積極的な利活用に繋がる自主事業についても提案を求めます。

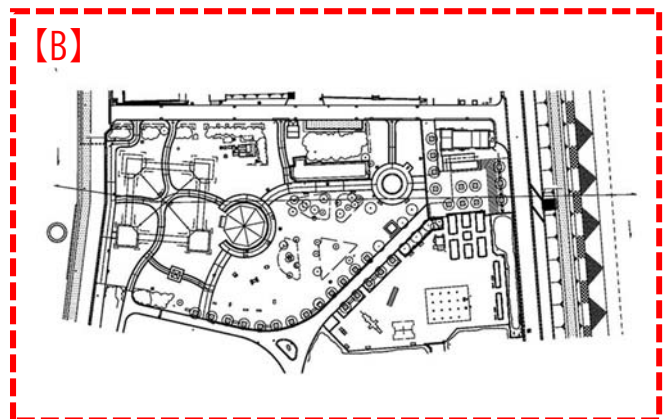
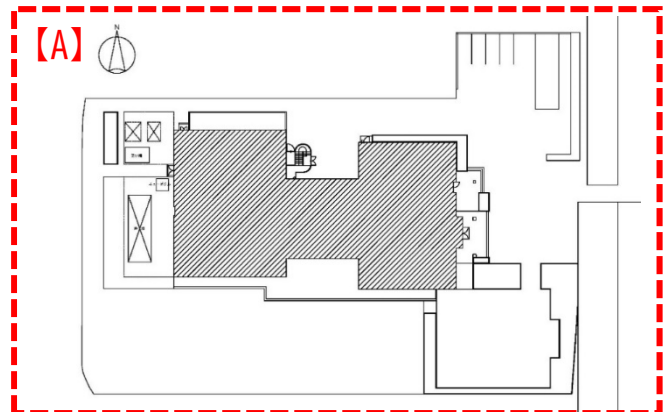
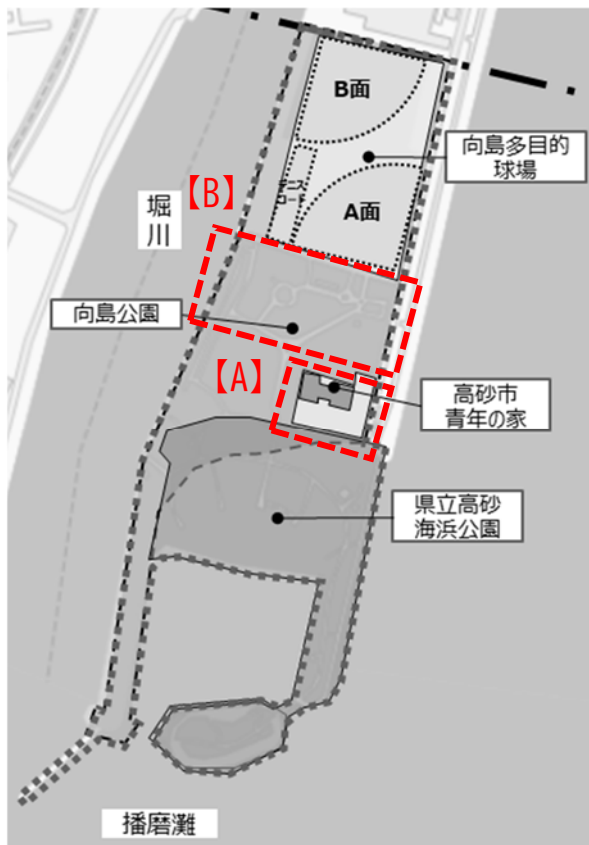
あわせて、新型コロナウイルス（COVID-19）の影響を考慮し、市民等がポストコロナ時代にも対応できる公共空間利活用に繋がる自主事業についても提案を求めます。

(2) 向島公園エリアの魅力向上に係る収益施設等の設置 ※任意提案

誰もが四季を通じて向島公園エリアの魅力を享受し、向島公園エリアの利用者の利便性を高め、市民等が訪れたくなる場の創出につながる収益施設等の設置（既存施設の解体、改修又は改築、案内サインの整備、周辺整備等を含む。以下同じ。）についての提案を求めます。

収益施設等の設置は、下の図の【A】及び【B】の区域内で可能です。市は、提案内容の妥当性を協議の上、必要に応じた負担を調整し、指定管理者に対して、収益施設等の設置に係る許可※を与えるものとします。この場合においては、高砂市都市公園条例に基づく施設の設置に係る使用料の納付が必要です。

※許可の範囲、事業開始時期等は提案内容によるものとし、その範囲は、指定管理業務の対象外となります。現青年の家の取壊し、整地等一定の整備は、市の負担で行います。



① 関係法令

収益施設等の設置に当たっては、関係法令を遵守してください。次に関係法令の一部を例示します。

- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 高砂市都市公園条例
- ・ 高砂市都市公園条例施行規則

② 建築可能面積

収益施設等の設置は、都市公園法令に規定する公園施設又は占用物件に限ります。

一般施設の建築可能面積は約 400 平方メートルです。公園施設の種類によって建築可能面積が異なりますので、詳細は表を参照してください。

表 新たに建築可能な面積

公園施設の種類	建築可能な面積
一般施設（便益施設、管理施設等）	約 400 平方メートル
休養施設、運動施設、教養施設等	約 3,500 平方メートル

③ 収益施設等の設置の仕様

- ・ 収益施設等の設置は、既存施設の配置及び利用者動線を考慮した計画としてください。
- ・ 収益施設等の設置に当たりやむを得ず既存樹木が支障となる場合は、既存樹木の樹勢を確認した上で移植又は新植を行う等、緑の質の維持、向上に努めてください。
- ・ 収益施設等の設置は、省エネルギー化、再生可能エネルギーの活用、ライフサイクルコスト等の環境面にも配慮した計画としてください。
- ・ 収益施設等の整備やそれに伴う園地の整備には、バリアフリー及びユニバーサルデザインに十分配慮し、利用者が安全かつ快適に利用できるように計画してください。
- ・ 電気、通信、水道及び排水設備（浄化槽）の供給については、事業者提案の内容に基づき、市と事業者が協議の上、負担区分を決定するものとしますが、使用料が明確になるよう計画及び整備を行ってください。

3 リスク分担

向島公園エリアの魅力向上事業における主なリスクの負担区分については、下の表のとおりとします。

なお、下の表に定めのない内容が生じた場合は、市と事業者が協議の上、負担者を決定するものとします。

リスクの種類		概要	負担者	
			市	事業者
共通段階	第三者賠償	事業者が、工事、維持補修及び運営において第三者に損害を与えた場合		○
	利用者対応	事業の許認可に対する対応	○	
		事業に対する苦情、要望等		○
	資金調達	必要な資金の確保		○
	物価	指定後のインフレ又はデフレ		○
	金利	指定後の金利変動		○
	不可抗力	災害等による事業の変更、中止、延期及び臨時休業		○
	事業の中止又は延期	市の責任による中止又は延期	○	
事業者の責任による中止又は延期			○	
事業者の事業放棄又は破綻			○	
設計段階・計画・設計	測量・調査	測量・調査に関するもの		○
	計画・設計	計画・設計に関するもの		○
	諸手続	必要となる全ての諸手続		○
	完成確認	完成確認に関するもの	○	
整備段階	整備工事・改修工事	本体工事及び附帯工事		○
	関連工事	事業に支障となる既存公園施設の撤去工事※1		○
		その他必要となる工事		○

	工事監理	工事監理に関するもの		○
	性能リスク	市が要求する水準の不適合（施工不良を含む。）によるもの		○
	工事費の増大	収益施設等の設置及び当該設置に係る許可後の市の指示に起因する工事費の増大	○	
		上記以外の工事費の増大		○
	工事遅延	市の事由による工事遅延	○	
		事業者の事由による工事遅延		○
	完成確認	完成確認に関するもの	○	
管理運営段階	事業競合	競合事業による利用者減及び収入減		○
	需要変動	当初需要見込みと異なる状況		○
	管理運営	管理運営に関するもの		○
	管理運営経費の増大	市の責任による管理運営経費の増大	○	
		市の要因以外による管理運営経費の増大		○
復旧段階	現状回復	事業で実施した整備・改修、イベント等実施後の原状回復		○

4 提案の事業化

提案の事業化については、指定管理者の候補者の選定後、市と詳細について協議の上、決定するものとします。必要な許可等の手続については、提案の事業化決定後に行うものとします。